

(規 42～43)

特・発売

営 業 規 則

## 第 2 章 乗車券類の発売

### 第 6 節 特急券等の発売

(特急券等の発売)

第 42 条 旅客が特急列車等に乗車する場合は、乗車する駅・日・列車、車両および座席を指定して特急券を発売します。ただし、運輸上の都合により、車両・座席の指定を省略して発売することがあります。

2 団体旅客に対する特急券等は、特別補充券によって発売します。

(遅延特約特急券等の発売)

第 43 条 特急券を発売する際に、特急列車等が 2 時間以上遅延している場合（2 時間以上遅延していることが明らかな場合を含む。）は、旅客が到着時刻に 2 時間以上遅延したときでも特急券等の払いもどしの請求をしないことを条件として、遅延特約の特急券等を発売します。